

**農業用免税軽油の  
申請手続の集中受付期間  
が始まります**

軽油に課される軽油引取税(1ℓあたり32・1円)は、農業に使用する場合などは、あらかじめ手続を行うことで免除されます。

**免除の対象▼**

ほ場の耕うん、栽培管理など、農業者が農作業を行うために使用する機械の燃料として使用する軽油

**集中受付期間▼**

2月1日(火)～18日(金)(土日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

**受付場所▼高崎行政県税事務所**

**手続▼**

①あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行います。

※申請には市農業委員会で発行する「耕作証明書」や申請する農業用機械の確認書類が必要です

②交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用します。

③使用后、伝票や領収書などとともに、数量などを報告します。

**問合せ▼**

高崎行政県税事務所

(☎027-1322-6297)

**防災行政無線などを用いた全国一斉の情報伝達試験を実施します**

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム(Jアラート\*)を用いて、安中市を含む全国の地域でさまざまな手段により情報伝達試験が行われます。災害などが発生した場合、または発生する恐れがある場合には試験を中止します。

**2月16日(水)  
午前11時ごろ**

本市が行う情報伝達試験の内容は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	市内に設置した防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 (設備修理中のため、磯部小学校、臼井小学校、源ヶ原公会堂、梨の木公民館に設置している屋外スピーカーからは放送されません) <b>【放送内容】</b> 1. チャイム音 2. 「これは、Jアラートのテストです。」×3回 3. 「こちらは、ぼうさいあんなかです。」×1回 4. チャイム音
メール配信サービス	安中市メール配信サービスに登録している人で、防災情報の「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人へ試験メールが配信されます。

※Jアラート…地震・津波の発生や武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

**防災行政無線テレホンサービス▼**

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や放送内容が聞き取りづかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。(☎0800-800-3664(通話料無料))

**安中市メール配信サービス▼**

今回の試験でも使用しますが、日々の気象情報や火災情報、防災情報などをお手元のパソコンや携帯電話へメールでお知らせするサービスです。



**【登録方法】**

- ①左記2次元コードを読み取るか、annaka@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信します。
- ②送られてくる仮登録メールに記載されているURLから登録手続をします。
- ③手続完了後に登録完了メールが届けば登録完了です。

※仮登録メールが届かない場合は、迷惑メール設定を確認し、次のアドレスを受信できるよう設定してください **【annaka@city.annaka.gunma.jp】**

問合せ▶☎危機管理課危機管理係(☎内線1135)